商品委託販売契約書

委託者(以下、「甲」という)と、レンタルボックス パンドラ・ノ・ハコニワ(以下、「乙」と いう)は、以下の通り商品販売委託契約(以下、「本契約」という)を締結する。

第一条(目的)

甲は乙に対し、商品の販売を委託し、乙はこれを受託した。

第二条(業務)

乙は、商品の販売・販売代金の回収を行うものとする。

第三条(販売価格)

乙は、甲の指定する販売価格により商品を販売するものとする。

第四条(契約)

甲は、登録手数料1,000円と、保証金と利用料金を合計した二ヶ月分を支払う。

また、追加契約した場合も同じとする。

第五条(解約)

解約は一ヶ月前に意思表示をし、乙に通知する。

甲は契約満了日までに撤去を終わらせる。

甲が遠方の場合、甲・乙で処分方法を検討し、それにかかる費用は甲が負担する。

第六条(更新)

利用期間は初期登録を行った日から1ヶ月間とし、以後申し出がない限り自動更新とする。

更新する際は、満了日7日前までに入金する。

入金が確認できない場合、保証金から経過日を算出し差し引く。

保証金がなくなり次第強制解約とし、作品を撤去、処分及び郵送(送料は甲が負担)する。

撤去処分した作品について、甲は一切の請求権がないものとする。

第七条(手数料)

甲が乙に対して支払う販売手数料は、商品の販売価格(税別)の10%とし消費税は乙が別途徴収する。

商品の販売・保管に必要な経費については乙の負担とする。

商品の納入・返納に必要な経費については甲の負担とする。

売上入金の手数料は甲の負担とする。

*ゆうちょ銀行100円、*他銀行165円、送金の際、手数料を天引きとする。

その他必要な費用が生じた場合、甲・乙協議の上定める。

第八条(代金の支払い)

乙は毎月末までの販売分の販売代金より販売手数料を差し引いた金額を、売上翌月の25日までに甲の指定する方法により送金する。

25日が定休日(日・月・祝祭日)の場合、翌営業日とする。

第九条(商品管理)

乙は、甲から納品された商品を善良な管理者の注意をもって管理する。

保管による劣化、及び購入者からのクレームがあった場合は返却する。

納品時に値札を取り付け価格を明確にし、甲の身元がわかるように刻印をする。

作品は個別に密封式ビニール袋に入れ、納品するものとする。

密封式ビニール袋に入れず、納品したものについての劣化は補償しない。

甲は五千円を超える作品には納品前に鈴を取り付け、盗難防止の工夫をする。

第十条(陳列)

甲は、営業日、営業時間内(11:00~19:00)に作品の陳列を行う。 ただし、以下の行為は禁止する。

1. レンタルボックスに色を塗る行為
2. レンタルボックスを拡張、削る行為
3. 他のスペースを邪魔する行為

第十一条(陳列禁止)

以下の作品は陳列を禁止する。

1. 既製品
2. 版権を侵害するもの
3. 特定の人物等の名誉を著しく侮辱するもの
4. 公序良俗に反するもの
5. 年齢制限のあるもの
6. 生き物や生け花
7. 食品や液体
8. 悪臭を発するもの
9. 医薬品
10. 銃火器
11. プロパガンダに繋がるもの
12. その他、乙のコンセプトにそぐわないもの

第十二条(補償)

乙は商品管理を徹底する。

ただし、万が一購入者の過失による紛失、盗難、自然災害による破損があった場合、乙は補償責任を負わない。

第十三条(欠陥)

甲は乙を通じて販売する商品に欠陥がある場合、その全てを事前に通達するものとする。

購入者から欠陥品の報告があった場合、甲は速やかに修理・返品交換・返金に応じる。

それにより発生した費用は、甲により負担する。

第十四条(権利譲渡の禁止)

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、継承、売買、または質権の設定他担保に供すること等をしてはならない。

本契約書につき一人に限る。

第十五条(権利義務の譲渡禁止)

乙及び甲は、本契約の地位を第三者に譲渡させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供することはできない。

第十六条(守秘義務)

甲及び乙は本契約履行上、知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び製造技術上の機密・情報を第三者に漏洩してはならない。また、退会後も同様とする。

第十七条(契約期間)

契約期間は初期契約書面の受領した日から、退会申請を受領した日までとする。

三月に契約方法の見直しを実施するものとする。

甲・乙協議の上、契約内容に変更があった場合、新年度から実施する。

第十八条(契約の解除)

乙と同職の委託販売店を開業する場合、契約を解除する。

乙が甲に対して契約の延長を望まない場合、契約の解除を行う。

第十九条(損害の賠償)

甲及び乙は以下の条件に該当した時、本契約を解除、または違約金壱万円を請求する場合がある。

1. 連絡が一週間以上取れなかった場合
2. 3ヶ月以内連絡なしに納品がない場合
3. オーダーの指定納品日に連絡なしに納品がない場合
4. 指定された日までに入金がない場合
5. 乙が扱う写真を無許可で使用した行為を発見した場合
6. 納品された作品を全ネットショップに上げ、30日以内に退会した場合
7. トラブルを起こした場合
8. 在籍中に、SNS等で第三者に乙とわかる誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害をした場合
9. 乙への文章中に、誹謗中傷に当たる言動がある場合
10. 一つの作品に複数人携わって製作したものを納品した場合
11. 乙と契約していない作家とのコラボレーション作品を納品した場合
12. 規約に反するものを無断で出品した場合

第二十条(報告義務)

甲は、住所、電話番号、メールアドレスの変更があった場合、乙に報告する。

第二十一条(退会に関する規約)

1.　退会した甲はホームページ内の作家紹介、及び作品をホームページから削除する。

2.　一度支払われた利用料(初期費用・月額・イベント参加料)は本サービスの利用のために支払う利用料金であり、全て前払いにより支払われるものとし一切返金がなされないものとする。

3.　契約途中に退会する場合であっても、その事由の如何に関わらず、期間内の利用料金全額を支払う。

4.　本契約締結日から利用期間終了日までの間存続し、甲の事由による途中解約は認められない。契約途中に退会する場合であっても、その事由の如何に関わらず、期間内の利用料金全額を支払う。

5.　契約の満了日の如何に関わらず、全て各月末日となる。

第二十二条(退会後の内部情報と機密保持)

以下の行為を発見した場合、乙は甲に違約金を請求することができる。

1.　甲の入会又は退会後、活動によって知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び内部の情報を第三者、外部に漏らしてはならない。

2.　インターネット上での誹謗中傷や名誉毀損、プライバシー侵害など乙に関わる事、または、第三者が乙とわかる文章、キーワードを公開してはならない。

3.　甲は乙が撮影した写真を無断で使用してはならない。各SNSに掲載している場合は速やかに削除、またはアカウント削除をする。

第二十三条(紛失解決)

本契約からまたは本契約に関連して紛争が生じた場合には、両当事者はかかる紛争等を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとする。

第二十四条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

第二十五条(その他)

1. 既製品に手を加えた物、キット品の納品は受け付けない。
2. 乙のイメージとかけ離れている作品(怪奇・不気味・醜怪・暴力的・宗教的・卑猥的など)、製品化不可素材・本・キット製品など著作権に反する古布・リメイク品の取り扱いはしない。
3. 作家間の個人的な連絡等のやりとりでトラブルがあった場合、一切の責任は負わない。
4. 未成年者は必ず保護者の承諾を必要とする。
5. 主な連絡はe-mail、LINE、SNSを使用し、行うものとする。
6. 本契約書は消印七日以内のみ有効とし、それ以外は商品委託販売契約を無効とする。ただし、当日消印有効。
7. 本利用規約は、予告なく変更・更新する場合がある。また、変更・更新した場合、すべての事項 は変更後の規約に準ずるものとする。

本利用規約に記載がない事項は、甲・乙によって協議し、違反した場合直ちに契約解除できるものとする。

□ 商品委託販売契約書に同意します。

西暦　　年　　月　　日　署名